

【問】 問合せ

うるま市民無料相談所の開設について

①市民無料法律相談【問】 市民協働課 ☎ 973-5487

と き：10月11日（第2木曜日）午後2時～4時

ところ：石川庁舎（1階市民相談室）

と き：10月18日、25日（第3、第4木曜日）
午後2時～4時

ところ：本庁舎東棟1階 市民相談室

※法律相談を受けることができるのは8人までです。

※電話、直接窓口での事前予約が可能です。（前月から予約可）

※電話での予約は市民協働課までお願いします。

②行政相談 【問】 市民協働課 ☎ 973-5487

困ったら一人で悩まず行政相談

行政相談週間始まる（10月15日～21日）

「行政相談制度」は、行政の仕事に関する苦情や要望等をお受けして、その解決を促進するとともに、皆さんの声を行政に役立てるものです。総務省では、このことを広く国民の皆様にご利用いただくため、毎年10月に行政相談週間を実施しています。

うるま市では、下記の日程で一斉相談会を行います。

と き：10月23日（火）午前10時～午後4時
（正午～午後1時を除く）※日程変更の場合がありますので、市民協働課へお問い合わせください。

ところ：本庁東棟 1階 市民相談室
石川庁舎 1階 市民相談室
勝連地区公民館 2階 研修室3
与那城地区公民館 1階 会議室

●行政苦情110番 0570-090-110
(098) 867-1100

※休日、祝日及び平日の午後5時15分～翌午前8時30分までは留守番電話で対応

③人権相談 【問】 市民協働課 ☎ 973-5487

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰等の人権に関する相談を行います。

と き：10月23日（火）午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）
※日程変更の場合がありますので、市民協働課へお問い合わせください。

ところ：本庁舎東棟1階 市民相談室

④家庭児童相談 【問】 児童家庭課 ☎ 973-5041

家庭における子育ての悩みを相談員と一緒に考えます。

と き：【平日】午前8時30分～午後5時

ところ：本庁舎東棟2階 児童家庭課

⑤女性相談 【問】 児童家庭課 ☎ 973-5041

離婚、DVなど女性が抱える悩みを相談員と一緒に考えます。

と き：【平日】午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

ところ：本庁舎東棟2階 児童家庭課

⑥青少年相談 【問】 青少年センター ☎ 923-7102

非行や不登校など、青少年やご家族が抱えている悩みに関する相談を行います。また、18歳未満への学習や就労へのお手伝いをします。

と き：【平日】午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

ところ：本庁舎西棟3階 青少年センター

国民健康保険課 ☎ 973-3177
お詫びと訂正

4月に後期高齢者医療被保険者の方へ郵送しました「長寿健診の集団健診日程」において、一部誤りがありました。

正しくは、左記のとおりです。

お詫びして訂正いたします。

・11月28日（水）

受付時間 午前8時30分～11時

※午後の健診はありません。

・12月9日（日）

受付時間 午前8時30分～11時
午後1時～2時

※午後の健診もあります。

【問】 国民健康保険課 ☎ 973-3177

生涯学習文化振興センター

☎ 923-11571

①第14回うるま市総合文化祭 展示の部

「ウチスロティ 高めらな うるま市の文化」をテーマに、今年も市文化協会の会員による展示会を開催します。多くの市民の観覧をお待ちしています。

【日時】 11月16日（金）～18日（日）
午前10時～午後6時
（最終日は午後5時まで）

【場所】 生涯学習文化振興センター ゆらてく

【入場料】 無料

【問】 市文化協会 ☎ 974-0033

②第33回全島獅子舞フェスティバル

悪霊を祓い、五穀豊穡や地域の繁栄をもたらすといわれる獅子舞。各地域で受け継がれる獅子舞。一堂に会し、勇壮な舞が披露されます。多くの市民のご来場をお待ちしています。

【日時】 10月28日（日）
午後6時開演

【場所】 安慶名闘牛場
（雨天時は市民芸術劇場）

【駐車場】 市民芸術劇場

※当口はシャトルバスが運行します

【入場料】 無料

【問】 生涯学習文化振興センター ☎ 923-11571

「適正飲酒」を心がけましょう！
路上寝を見かけたら
110番通報しましょう！

しない！させない！見過ごさない！

路上寝

うるま市交通安全推進協議会 / うるま地区交通安全協会 / 石川地区交通安全協会

消費生活トラブルのご相談は…

180は、全国共通の電話番号【消費者ホットライン】です。

例1 メールで身に覚えのない高額な請求が届き困っている。

例2 相手方につくづく迫られたので契約したが解約したい。

例3 アパート・借地の賃借契約の内容に納得できない。

うるま市 市役所東棟1階◎番窓口 消費生活センター

（開業時間）夜間休日時はのぞく 平日9:00～16:00

（直通電話） 098-973-5692

TEL. 188